農 第 1668 令 和 6 年 12 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)		東近江市
		(252131)
地域名 (地域内農業集落名)		野村
		(野村町)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年9月24日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

- (1) 地域農業の現状及び課題

 - ・・今後集落営農法人が認定農業者から引き受ける意向がある。 ・集落法人が利用する農地面積の団地数は4団地305aであり、地域内の担い手2団地を集約化する。
 - ・地域の活性化のため、有機農業への取組が必要。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・米を主要作物としつつ、段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて麦大豆においても生産拡大に取り組む ・JAグリーン近江と農業を担う者を含めて栽培方法の確立を図る。
 - ・外町の認定農業者と神田町の集落営農との集約化を進めつつ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		39.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1)農用地の集積、集約化の方針 ー定集積を終えているので、地域計画を基に目標年次までに認定農業者からの集約を図り、経営体への支援を受ける。 (2)農地中間管理機構の活用方針 農地における不在地主への対応。 (3)基盤整備事業への取組方針 平成21年に経営体育成基盤整備事業完了済み。農地耕作条件改善事業による土地改良施設の改善及び多角経営への思 考。 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 集落営農を母体に今後も持続可能な経営を推進するため、多面的機能支払制度の継続。ICTを活用した農業経営。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 JAグリーン近江とは、農業資材等の購入及び農産物の販売委託。 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) □ ①鳥獣被害防止対策 | ☑ | ②有機・減農薬・減肥料 | ☑ | ③スマート農業 | □ | ④畑地化・輸出等| ⑤果樹等 □ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等 ☑ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 【選択した上記の取組方針】 ②緑肥(ヘアリーベッチ等)による有機農業を促進する。 ③自動給水栓や、自動アシストを採用し農作業の効率化を図り作業時間の削減を図る。 ⑦地域資源管理構想により土地改良施設の日常管理し、アセットマネジメントによる施設の長寿命化を図る。 ⑧愛知川沿岸土地改良施設からの用水施設(揚水ポンプ施設)の機能維持及び農業用水の有効な配分。